

令和8年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金

高校生等がいる低中所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金」を支給します。この給付金は返還不要です。

<支給要件> 令和8年7月1日時点において、次の要件(1)～(7)を**すべて**満たしている世帯が対象です。(家計急変の場合は原則、申請のあった月の翌月1日現在を基準とします。)

(1) 生徒本人が日本国籍を有していること

(外国籍の場合は次の①～⑥のどれかに該当していること ①特別永住者、②永住者、③日本人の配偶者等、④永住者の配偶者等、⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑥家族滞在のうち日本の小学校・中学校を卒業し、高校卒業後は日本で就労し定着する意思があると認められた者)

(2) 保護者等(親権者)が沖縄県内に住所を有していること

(3) 保護者等(親権者)が①～④の所得要件のどれかに該当していること

- ①生活保護(生業扶助)受給世帯※R8.7.1時点で生徒本人に係る生業扶助(高等学校等奨学費)の措置があること
- ②保護者等全員の県・市町村民所得割額の合算額が非課税(0円)世帯
- ③保護者等全員の県・市町村民所得割額の合算額が100円～105,500円未満世帯(年収270～380万円世帯)
- ④保護者等全員の県・市町村民所得割額の合算額が105,500円～182,500円未満世帯(年収380～490万円世帯)

☞マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータル「わたしの情報」からご自身の住民税所得割額を確認することができます。

(4) 高等学校就学支援金の支給期間内(高校の在学期間が36カ月以内)であること

(5) 生徒が休学中でないこと

(6) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

(7) 在学中に「奨学のための給付金」を3回以上給付されていないこと(新入生一部給付は支給回数に含めない)

※支給要件(1)に該当しない生徒(在留資格が定住者だが永住の意思がない、在留資格が家族滞在だが日本の小中学校を卒業していない又は定着の意思がない人など)は保護者の所得要件が①、②の場合のみ支給対象

※保護者等(親権者)が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※保護者等の一方が日本国内に住所を有しない場合(国外居住、米軍属等)は、支給対象外です。

○支給額(返還の必要はありません)

※国公立高校全日制的の場合

世帯状況	給付額(年額)
①生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)	32,300円
②住民税所得割額非課税(0円)世帯	143,700円
③住民税所得割額100円以上～105,500円未満世帯	47,900円
④住民税所得割額105,500円以上～182,500円未満世帯	35,930円

※新入生への一部支給を受けた方は上記金額から支給済額(4～6月分)を差し引いた額を給付

※新入生へ的一部給付を受けた方も7月以降分を受給するには再度申請を行う必要があります。

～裏面に続く～(提出書類について)

(通常申請・全学年対象)

○提出書類○

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式 1-1、様式 1-2、様式 1-3)
- ②親権者等全員の令和8年度所得課税証明書(全項目記載のもの)【写し可】
【注意】合計所得金額や控除の内訳等が***表示になっている証明書は受理できません!
※生活保護(生業扶助)受給世帯は生徒本人に係る生業扶助(高校生等就学費)受給証明書(様式2)を提出
- ③<日本国籍の生徒> 生徒本人の戸籍抄本または戸籍謄本【写し可】
※高校生が複数名いる世帯は、戸籍謄本で構いません。(どちらかに原本、もう一方は写しを提出でも OK)
※本籍地が遠方にある等、居住市町村窓口で戸籍抄本が取得できない場合は戸籍謄本で構いません。
<外国籍の生徒> 生徒本人の在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し
- ④債権・債務者登録申出書(別添様式)
※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書(別添様式裏面)も記載してください。
- ⑤振込先口座の通帳写しまたは通帳アプリの画面スクショの写し
- ⑥<希望者のみ> 委任状(様式6)
※給付金から学校取扱金の未納額を差し引くことをご了承頂ける方のみ提出



◇保護者の失職等により年収 490 万円未満相当まで収入減になった世帯(家計急変)は支給対象になります。家計急変については、⑦～⑨についてもご提出ください。

⑦保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

例) 離職・失職・廃業の場合→離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届出書、破産宣告通知書 など
例) 離婚・死別の場合→戸籍謄本等の離婚などの事実が確認できる公的書類

⑧家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者…【家計急変前】令和8年度所得課税証明書(全項目記載) 写しでも可

【家計急変後】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細 3 か月以上、源泉徴収票 など

営業所得者…【家計急変前】令和8年度所得課税証明書(全項目記載) 写しでも可

【家計急変後】税理士や公認会計士が作成した証明書類、確定申告書の写し など

⑨保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養誓約書(様式3)、扶養親族分の健康保険資格確認書の写し のいずれか

注意1: 定年退職などは家計急変の対象になりません。

注意2: 生活保護(生業扶助)受給世帯は家計急変の対象になりません。

注意3: 家計急変審査は世帯収入の減少を基に審査をします。支出額の大きさは考慮に入れないので、支出が分かる明細書や領収書等の書類は不要です。

注意4: 状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

注意5: 家計急変は受給申請書の様式が異なります。学校事務室から専用の申請書をお受け取り下さい。

○提出期限○

令和 8 年 7 月 24 日 (金) まで

前原高校事務室へ提出してください。平日のみ 8:30~17:00
書類の提出は生徒でも可

❀ 問い合わせ先: 前原高校事務室 担当者: 安室・高宮城(あむろ・たかみやぎ) TEL: 098-973-3249